

富山県水防災意識社会 再構築ビジョンについて (富山県の取組予定)

境川 篦川 木流川 小川 舟川

山合川 吉田川 高橋川 黒瀬川

目次

- 1 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取り組み
- 2 近年の災害発生状況
- 3 水位周知河川とは
- 4 河川の主な特徴
- 5 治水計画
- 6 河川改修状況（事例紹介）
- 7 重要水防箇所
- 8 洪水時の河川に関する情報提供の内容とタイミング
- 9 浸水想定区域図の公表状況
- 10 県管理河川における今後の進め方

1 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取り組み

相次ぐ台風災害による甚大な被害状況等を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築の取組をすべての地域で推進するため、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県管理河川に拡大するもの。

1. 協議会の進め方

(1)協議会の設置

・全ての管理河川を対象に協議会を設置。

(2)協議会の構成員

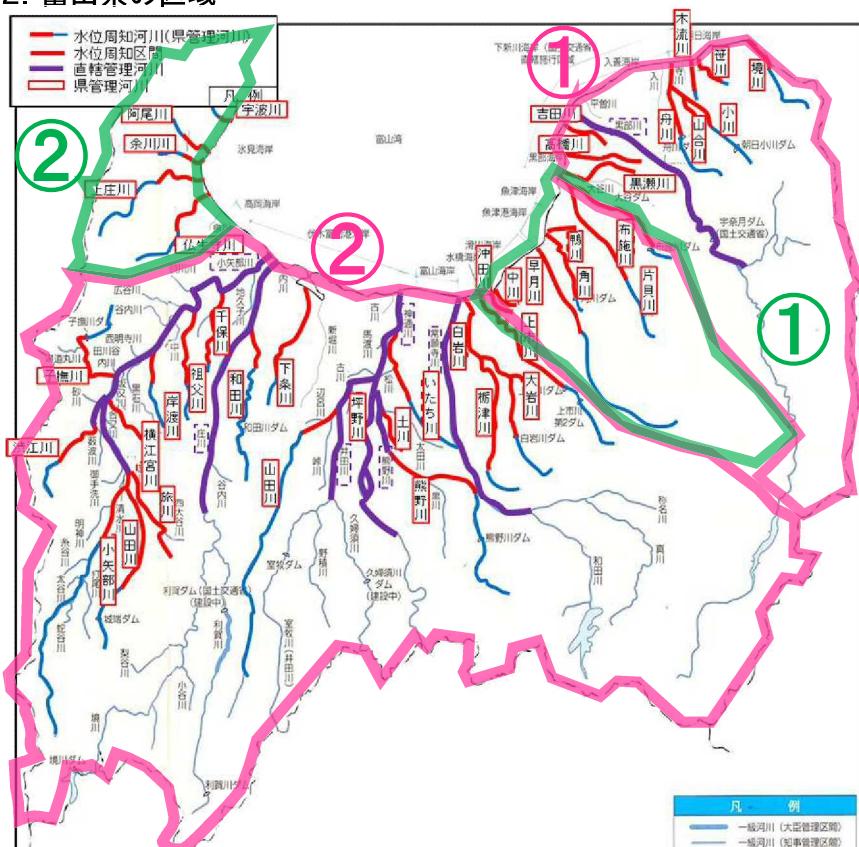
・県、市町村、水防管理団体、河川管理者、気象台等関係機関。
・一級河川の指定区間を含む場合は、国の河川事務所を追加。

・技術的な助言や災害時の協力等のため必要に応じて国が参画

(3)協議会での取組内容

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②地域の取組方針の作成
- ③フォローアップ

2. 富山県の区域



二級河川における「水ビジョン」に基づく取組

国管理河川の浸水区域に含まれない河川をベースに、流域市町等と協働して協議会を設置する予定

①新川地区減災対策協議会(仮) 河川名

片貝川、布施川、角川、鴨川、
早月川、中川、沖田川

構成市町

魚津市、黒部市、滑川市

②氷見地区減災対策協議会(仮) 河川名

仏生寺川、上庄川、余川川、
阿尾川、宇波川

構成市町

氷見市

一級河川における「水ビジョン」に基づく取組

国管理河川の支川および浸水区域に含まれる二級河川を含めて、国・県・市町村等からなる協議会で目標や取組方針を共有し、水ビジョンに基づく取り組みを推進していく予定

①黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

河川名：（国）黒部川

（県）境川、 笹川、木流川、小川、山合川、舟川、吉田川、高橋川、黒瀬川

構成市町：黒部市、朝日町、入善町

②常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

河川名：（国）常願寺川、神通川、熊野川、井田川、庄川、小矢部川、渋江川

（県）いたち川・坪野川・土川・山田川・熊野川（指定）、和田川、

千保川・祖父川・岸渡川・子撫川・横江宮川・渋江川（指定）・旅川・山田川、小矢部川

上市川、白岩川・柄津川・大岩川、下条川

構成市町村：富山市、高岡市、射水市、砺波市、南砺市、小矢部市、立山町、舟橋村、

上市町、滑川市

5

国水河計第78号
平成28年10月7日

富山県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知お願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



国水河計第79号
国水環第55号
国水治第76号
国水防第203号
平成28年10月7日

富山県 土木部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川計画課



河川環境課



治水課



防災課



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等
管理河川での取組の進め方について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川の取組については、平成28年10月7日付（国水河計第78号）において水管理・国土保全局長から通知したところですが、協議会の進め方等については、別紙を参考とされるようお願いします。

なお、本取組を進めるにあたっては、貴都道府県・政令指定都市の関係する部局とも十分連携されるようお願いします。

また、国土交通省としても取組を支援するため、各地方整備局等に相談窓口を設置したので十分相談のうえ取り組まれるようお願いします。



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組の進め方について

一 取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

二 協議会等の進め方

1 協議会の設置

- (1) 都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水浸水想定区域が指定されている洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進する。
- (2) 対象となる河川が多くなることを踏まえ、総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置する。

2 協議会等の構成員

- (1) 関係する都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加する。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加する。また、市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加する。
- (2) 協議会等には、全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画する。

3 協議会等において実施する事項

協議会等では以下の内容について別添の国管理河川の進め方を参考として取り組むこととする。留意点等の詳細については、各協議会等での検討状況等も踏まえ逐次連絡する。

- ① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有（洪水浸水想定区域、情報伝達、避難計画等に関する事項等）
- ② 地域の取組方針の作成（概ね5年以内で実施する取組内容）
- ③ フォローアップ

三 協議会等の取組スケジュール

1 協議会等の設置

平成29年度出水期までを目途に協議会等を設置し、現状の水害リスク情報や取組状況の共有を図ることを目標とする。

2 「地域の取組方針」の作成

平成29年度末までを目途に各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項をとりまとめることを目標とする。

四 都道府県等管理河川の取組に関する相談窓口

都道府県等管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局等の地域河川課等に設置するので十分に相談のうえ取組を進める。

<参考>

国管理河川における協議会での取組内容

1. 協議会等において実施する事項

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング
- ・避難勧告等の発令基準
- ・避難場所・避難経路
- ・住民等への情報伝達の体制や方法
- ・避難誘導体制 等

② 水防に関する事項

- ・河川水位等に係る情報提供
- ・河川の巡視区間
- ・水防資機材の整備状況
- ・市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 等

③ 汚濁水の排水、施設運用等に関する事項

- ・排水施設、排水資機材の操作・運用
- ・ダムの危機管理型の運用 等

④ 河川管理施設の整備に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 等

(2) 地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な汚濁水の排水を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

(3) フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

2. 地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

(1) 現状の取組状況

共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

(2) 減災のための目標

概ね5年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

(3) 取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定
- ・隣接市町村における避難場所の設定
- ・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- ・ハザードマップの改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知
- ・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・水位計・CCTVの整備
- ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫
- ・防災ステーションの整備
- ・避難経路の整備等

2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の見直し
- ・水防に関する広報の充実
- ・水防資機材の整備
- ・水防訓練の充実等

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・施設の関係者への情報伝達の充実
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実等

3) 泛濫水の排水、施設運用等に関する取組

- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
- ・排水施設の整備及び耐水化
- ・ダムの危機管理型の運用方法の高度化等

＜参考＞

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

- ＜ソフト対策＞
- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。
- ＜ハード対策＞
- ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目指して実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

＜危機管理型ハード対策＞

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進



＜洪水氾濫を未然に防ぐ対策＞

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施



＜住民目線のソフト対策＞

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマートフォンによるプッシュ型の洪水予報等の提供

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

「水防災意識社会再構築ビジョン」の都道府県管理河川の取組スケジュール(案)

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	
H28.9.26 第1回 都道府県河川 担当課長会議	H29.6			H30.3目途		
協議会設置、第1回協議会開催						
<ul style="list-style-type: none"> ● 県管理河川全川を対象とした協議をH29出水期(6月頃)までに設置 ● 第1回協議会を開催し、現在の状況、ホットライン等の取組について共有・確認 						
	幹事会・協議会の開催、「地域の取組方針」の策定					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹事会・協議会を適宜開催し、H29年度中に協議会ごとに「地域の取組方針」を策定・公表(H29～H33の5カ年計画) ・ H29年度中に、現段階で取組可能な内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 例) 堤防整備等のハード対策、情報伝達体制の確立(ホットライン、タイムライン等)、浸水想定や浸水実績の公表、防災教育など ・ 引き続き、検討を進め、水防災意識構築のための新たな取組、水位周知河川の拡大など、順次「地域の取組方針」を変更して記載 		<p>フォロー アップ</p> <p>・ 追加、修正</p>	<p>フォロー アップ</p> <p>・ 追加、修正</p>	<p>フォロー アップ</p> <p>・ 追加、修正</p>	<p>フォロー アップ</p> <p>・ 追加、修正</p>

※国土交通省において想定しているスケジュール

2 近年の災害発生状況

昭和60年6月23日～7月14日（梅雨前線による大雨）

概要

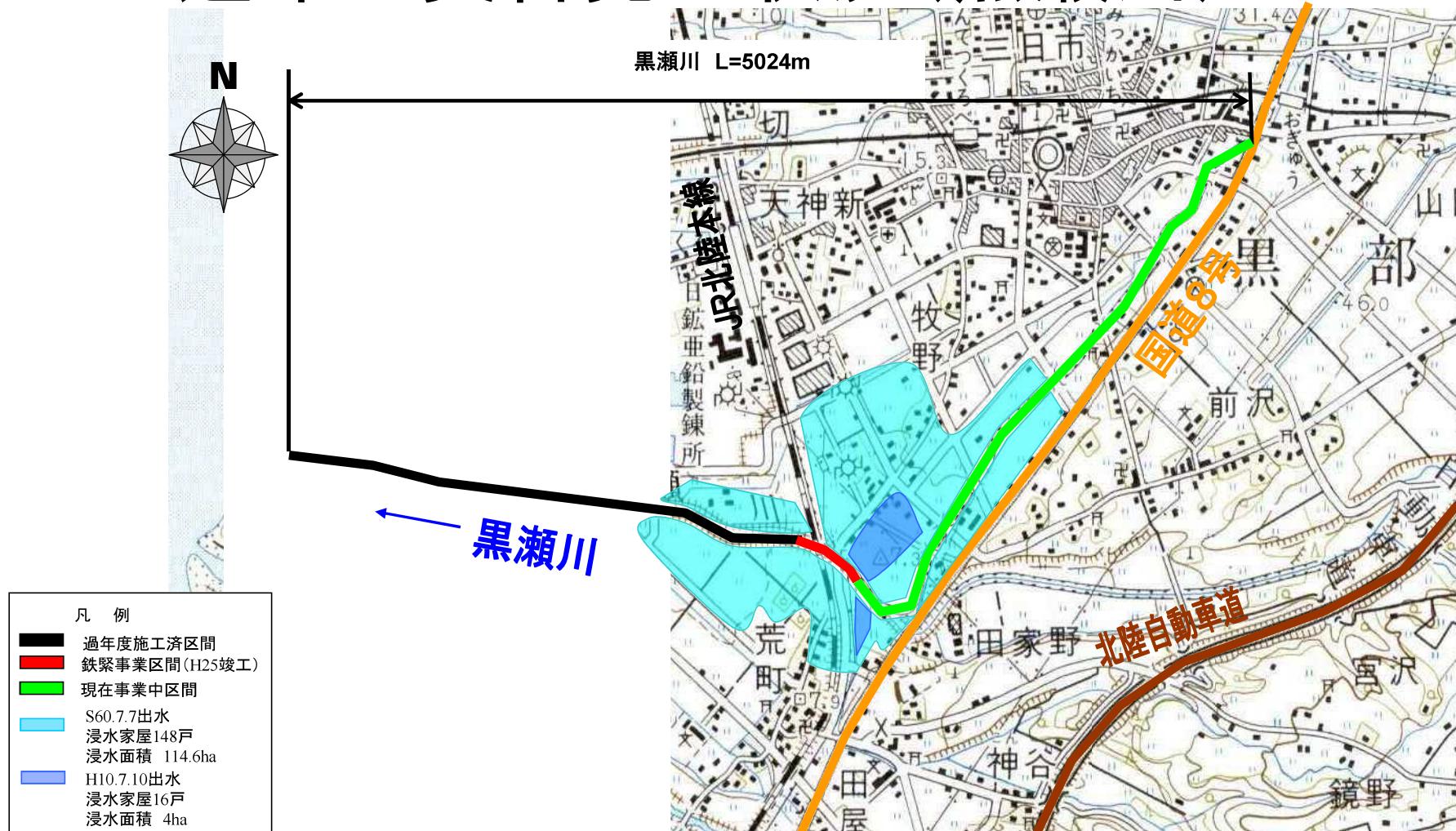
富山県内には6月8日に梅雨入りして7月15日に明けたが、後半は台風6号の影響等もあり6月23日から7月14日にかけて5回の集中豪雨が富山県を襲った。

中でも6月29日～7月1日の豪雨は最も広範囲に強雨を降らせ、富山気象台において24時間降水量145.0mm(6月29日20時～30日20時)は累年(1971年～)第1位、日降水量120.5mm(6月30日)は累年(1929年～)第1位という記録的な豪雨となった。

黒瀬川流域では、浸水面積114ha、床上浸水2戸、床下浸水146戸等の甚大な被害が発生した。

また、山合川の下流域において、浸水面積10ha、床下浸水15戸の被害が発生した。

2 近年の災害発生状況(黒瀬川)



3 水位周知河川とは

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(水防法第13条)

◇ 富山県の水位周知河川 41河川

うち、朝日・入善・黒部地域は9河川

※ 泛濫危険水位に達した場合の通知先 (FAX、電話、レアラート)

- ①市町村 ②テレビ局・ラジオ局・新聞社等 ③関係機関

4 河川の主な特徴 境川、笹川、木流川

・境川

境川は、富山県と新潟県の県境に位置し、標高1593. 0mの犬ヶ岳にその源を発し、支渓、支川を合流しながら北流し、朝日町境地先で富山湾に注いでいる。

その流域のほとんどが山地で占められており、河床勾配は1/6～1/70と非常に急峻で、県内でも屈指の急流河川であり、また、深い谷底地形を呈して中流部の一部に集落が存在する。

・笹川

笹川は、標高1, 043. 0mの黒菱山にその源を発し、途中、七重谷川、大溝谷川等の支川と合流しながら北アルプスの山間地を流下後、朝日町笹川地先の集落を貫流し、その後朝日町元屋敷地先で富山湾に注いでいる。

笹川はその流域のほとんどが山地で占められており河床勾配は1/3～1/60と非常に急峻であるが、中流部は比較的なだらかな丘陵地を流下していることから谷幅が広く、河川沿いの谷底平野には集落が形成されている。

・木流川

木流川は、朝日町竹ノ内地内の標高341. 8mの丘陵地にその源を発し、途中渓流水を集水しながら、木流川を形成し、朝日町南保地内の田園地帯を流下後、泊市街地を北流し、朝日町沼保地内で富山湾に注いでいる。JR北陸本線より下流は市街地を呈しているが、上流部は水田で占められている。

4 河川の主な特徴 小川、舟川、山合川

- 小川

小川は、定倉山(標高1,406m)から一気に日本海へ流下する急流河川である。小川流域のほとんどが山地であり、下流は水田や集落が分布する平地である。

- 舟川

小川の支川である舟川は、その源を負釣山(標高969m)に発し、途中の沢を合流しながら流れ小川に合流する。

その流域は黒部川扇状地の東部に位置し、舟見・棚山段丘と呼ばれる隆起扇状地を形成し、砂礫層が厚く堆積しているのが特徴である。流域のほとんどが山地であり、下流は水田や集落が分布する平地である。

- 山合川

小川の支川である山合川は、入善町棚山地先東部の山頂に源を発し、北上しながら途中、左支川道善寺川と合流しながら流れ、小川橋上流で小川と合流する。

4 河川の主な特徴 吉田川、高橋川、黒瀬川

・吉田川

吉田川はその源を富山県黒部市沓掛に発し、黒部市荒俣において富山湾に注いでいる。その流域は黒部市北部地域における社会、経済の基盤をなしている。

・高橋川

高橋川は、その源を富山県黒部市若栗地域に発し、仁助川等の支川を合わせ、黒部市において富山湾に注いでいる。その流域は黒部地域における生活基盤をなしている。

・黒瀬川

黒瀬川水系は、その源を黒部市南部の標高250m～400mの丘陵地に発し、大谷川、神谷川等の支川を合わせ、黒部市石田地先において富山湾に注ぐ。上流域の大半は、水田及び丘陵地となっており、下流域には黒部市街地が形成されている。中流域から下流域は国道8号、北陸自動車道、JR北陸本線、富山地方鉄道などの交通基盤が整備され、工場や住宅等の集積が進み市街地が形成されている。特に、中流域の国道8号線沿線では、宅地開発の急激な都市化がみられる。

5 治水計画

河川名	計画規模	計画高水流量	改修状況	ダムの配置
境川	1／50程度	700 m ³ /s ※		
笹川	1／50程度	260 m ³ /s ※		
木流川	1／50	50 m ³ /s		
小川	1／50	800 m ³ /s		朝日小川ダム
舟川	1／50	200 m ³ /s		舟川ダム
山合川	1／50	115 m ³ /s		
吉田川	1／50	80 m ³ /s		
高橋川	1／50	110 m ³ /s		
黒瀬川	1／50	230 m ³ /s	改修中	大谷ダム(支川)

※最下流地点の流下能力を記載

6 河川改修状況(事例紹介)

富山県黒瀬川における河川整備効果

- 黒瀬川は、もともと河積が小さく、特にJR橋及び県道橋付近がボトルネックとなり、昭和60年7月の豪雨では浸水家屋148戸の大きな被害が発生した。
- そのため、鉄道橋・道路橋緊急対策事業により、JR橋及び県道橋の架け替えを進め、平成25年11月に完成。
- これにより平成26年7月19～20日の豪雨（昭和60年7月豪雨と同規模の豪雨）では黒瀬川沿川において外水による浸水被害は発生せず、治水上の大きな効果が発揮された。

平面図

事業概要

事業延長: 0.2km (黒瀬川橋りょう、黒瀬橋)
事業期間: 平成15年度～平成25年度

改修前 黒瀬川橋りょう (JR北陸本線) **改修後**

改修前 黒瀬橋 (県道沓掛魚津線) **改修後**

断面図

河積を約2.5倍に拡大

年月日	雨量		被害状況	
	最大時間雨量 (mm)	最大日雨量 (mm)	浸水面積	浸水家屋数
昭和60年 7月7～8日	40	170	114ha	148戸
平成26年 7月19～20日	46	157	0ha	0戸

凡 例

- 過年度施工済区間
- 鉄緊事業区間(H25竣工)
- 現在事業中区間
- S60.7.7出水
浸水家屋148戸
浸水面積 114.6ha
- H10.7.10出水
浸水家屋16戸
浸水面積 4ha

7 重要水防箇所

重要水防箇所とは

- 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる(越水)等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所。

A 水防上最も重要な区間

人命の被害が主体と判断される場合。
破堤すれば背後地に重大な被害をもたらすと予想される箇所。

B 水防上重要な区間

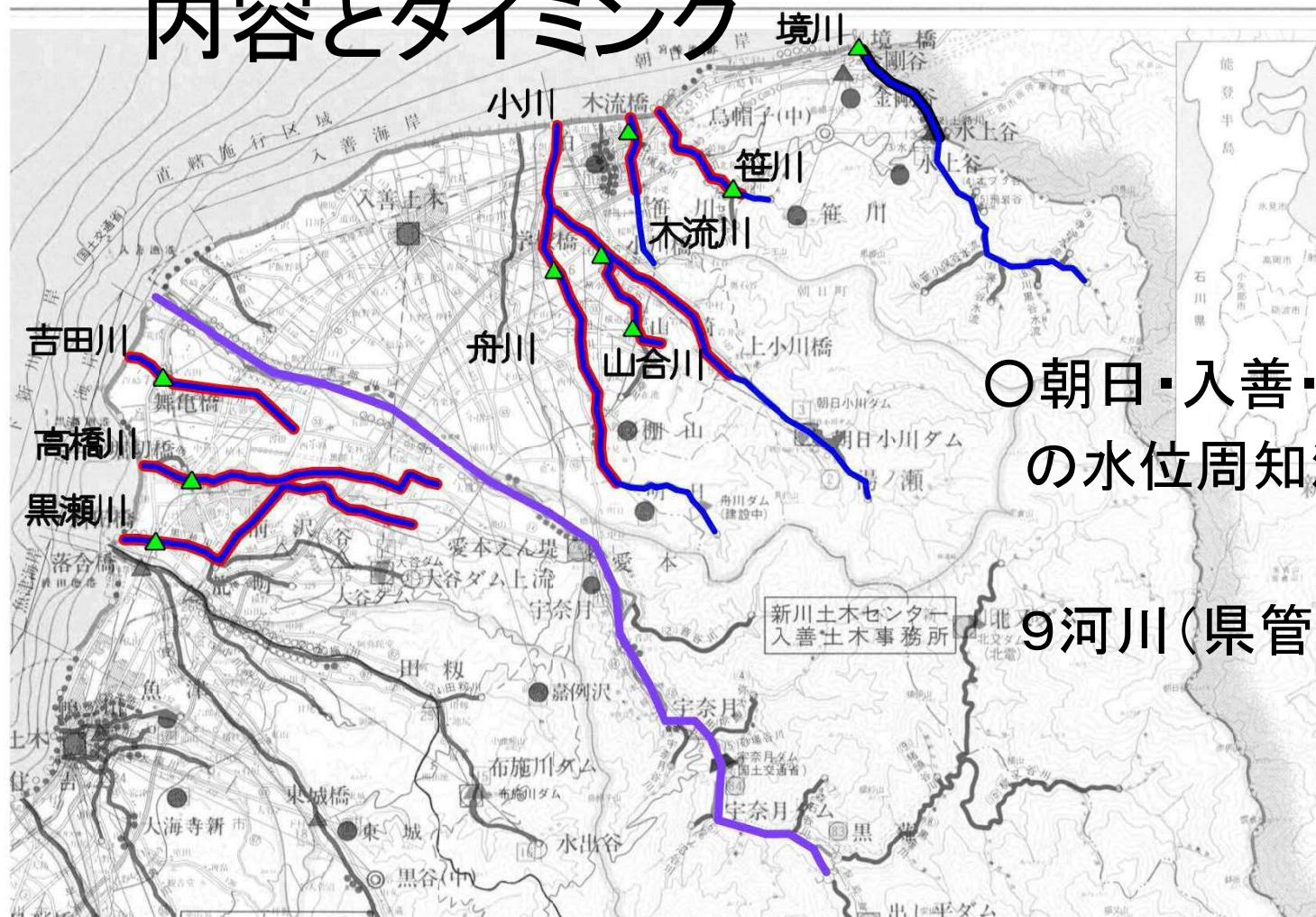
財産施設被害が主体と判断される場合。

種別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
堤防高	計画高水位(量)又は既往最高水位(量)に対し堤防高又は断面不足のため最も危険な箇所。	計画高水位(量)又は既往最高水位(量)に対し堤防高又は断面不足のため危険な箇所。	
堤防断面	堤体が計画断面より不足して最も危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く最も危険な箇所。	堤体が計画断面より不足して危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く危険な箇所。	
法崩れ・すべり	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがあり最も危険な箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがあり危険な箇所。	
漏水	破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがあり最も危険な箇所。	破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがあり危険な箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており最も危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており最も危険な箇所。 波浪による護岸の欠壊等のおそれがあり最も危険な箇所。	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており危険な箇所。 波浪による護岸の欠壊等のおそれがあり危険な箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づき改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の横断工作物の桁下高等が計画高水流量又は既往最高水量規模の洪水の水位以下となる箇所。		
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所。又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防			新堤防で築造後3年以内の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
破堤跡 旧川跡			破堤又は旧川跡の箇所。

7 重要水防箇所



8 洪水時の河川に関する情報提供等の内容とタイミング



○朝日・入善・黒部地域
の水位周知河川

9河川(県管理)

8 洪水時の河川に関する情報提供等の内容とタイミング

水位観測所及び基準水位一覧表

関係土木	水系	河川	観測所	位置	平水位 (m)	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	種類	量水標 管理者
入善土木	黒瀬川	黒瀬川	新田橋	黒部市犬山	0.30	1.00	1.30	1.30	1.80	テレメータ	富山県
	小川	山合川	山崎	朝日町山崎	0.30	0.70	1.00	1.90	2.30	テレメータ	富山県
	木流川	木流川	木流橋	朝日町宮本町	0.30	0.80	1.40	1.70	2.10	テレメータ	富山県
	小川	舟川	学校橋	朝日町金山	0.15	0.40	0.70	1.20	1.60	テレメータ	富山県
	吉田川	吉田川	舞亀橋	黒部市吉田	0.40	1.00	1.30	1.30	1.50	テレメータ	富山県
	高橋川	高橋川	堀切橋	黒部市堀切	0.30	1.00	1.20	1.20	1.40	テレメータ	富山県
	小川	小川	小川橋	朝日町桜町	0.45	1.00	1.45	2.80	3.10	テレメータ	富山県
	境川	境川	境橋	朝日町境	0.40	1.30	1.50	2.00	2.40	テレメータ	富山県
	笹川	笹川	笹川	朝日町笹川	0.30	0.70	1.00	1.80	2.20	テレメータ	富山県

8 洪水時の河川に関する情報提供等の内容とタイミング

- 主要な河川では、
水位観測所で観測された水位の情報を提供しています
- 基準となる水位観測所(以下、基準水位観測所といふ)では、観測所毎に、災害発生の危険度に応じた水位が設定されています

レベル	水位	基準水位観測所における水位の意味 (危険な箇所で設定した以下の水位を、水位観測所地点の水位に置き換えて設定)
5	氾濫の発生	【氾濫危険水位】(特別警戒水位) ・市町村長の <u>避難勧告等の発令判断の目安</u> ・住民の避難判断の参考になる水位 (水位設定の考え方) 計画高水位若しくは、避難のリードタイムから設定される水位のいずれか低い水位
4 (危険)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	【避難判断水位】 ・市町村長の「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」等の発令判断の目安 ・災害時要配慮者の早期避難 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起
3 (警戒)	避難判断水位	【氾濫注意水位】 ・水防団の出動の目安
2 (注意)	氾濫注意水位	
1	水防団待機水位	

8 洪水時の河川に関する情報提供等の内容とタイミング

富山防災WEB

天気・気象情報 地震・津波・火山情報 土砂災害警戒情報 雨量・水位 雪・道路情報 救急医療 防災啓発情報 地域防災計画書

□ お知らせ

お知らせはありません。

▶ 河川情報概況図
▶ 境内雨量実況表
▶ 境内水位実況表

災トピックス

クスはありません。

富山県の注意報・警報

注意報 警報 特別警報

新着情報

富山県内に注意報が発令されています。

東部南

高岡市	雷	なだれ
舟橋村	雷	
上市町	雷	なだれ
立山町	雷	なだれ
魚津市	雷	なだれ
滑川市	雷	
黒部市	雷	なだれ
入善町	雷	
朝日町	雷	なだれ

東部北

高岡市	雷	
氷見市	雷	
小矢部市	雷	
射水市	雷	

西部北

高岡市	雷	
氷見市	雷	
小矢部市	雷	
射水市	雷	

9 浸水想定区域図の公表状況

【現行の浸水想定区域図】

- ・現行は平成20年10月までに公表済み

- ・平成27年水防法の改正

洪水について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域を示す

H28年度から浸水想定区域図の作成に着手

ハザードマップの作成も隨時実施

The screenshot shows the official website of Toyama Prefecture (www.pref.toyama.lg.jp) with Japanese and English navigation menus. The main content area is titled '【現行の浸水想定区域図】' (Current Flood Hazard Map). Below it is a green banner for 'Flood Hazard Map'. The central part of the page displays a map of Toyama Prefecture with various regions highlighted in different colors (blue, red, yellow) to indicate flood hazard levels. A legend on the right side defines these colors. At the bottom of the map, there is a table titled '県内の浸水想定区域一覧' (List of county-wide flood hazard areas) with columns for '水系名' (River System Name), '河川名' (River Name), '流域名' (Basin Name), '指定年月日' (Designated Date), '被災場所' (Affected Area), and '備考' (Remarks).

県内の浸水想定区域一覧					
水系名	河川名	流域名	指定年月日	被災場所	備考
神通川	いいたち川(浸水想定区域)	平成18年3月29日	南庄河川課・面山土木センター		
神通川	土川(浸水想定区域)	平成18年3月29日	南庄河川課・面山土木センター		
神通川	黒川(浸水想定区域)	平成18年3月29日	南庄河川課・面山土木センター	県管理	区間
庄川	和田川(浸水想定区域)	平成18年11月27日	南庄河川課・南岡土木センター		
小矢川	千保川(浸水想定区域)	平成18年11月27日	南庄河川課・南岡土木センター		
小矢川	裕川(浸水想定区域)	平成18年11月27日	南庄河川課・南岡土木センター		
小矢川	岸波川(浸水想定区域)	平成18年11月27日	南庄河川課・南岡土木センター		
小矢川	字野川(浸水想定区域)	平成18年11月27日	南庄河川課・小矢部土木事務所		
小矢川	池江川(浸水想定区域)	平成18年11月27日	南庄河川課・小矢部土木事務所		
小矢川	横江川(浸水想定区域)	平成18年11月27日	南庄河川課・小矢部土木事務所		

10 今後の進め方(案)

H29. 6. 2 第3回黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

- ・黒部市、朝日町、入善町に含まれる、県管理二級河川の追加の承認
- ・富山県管理河川における現状の水害リスク情報や減災のための課題の共有

H29. 8～9 第4回黒部川等大規模氾濫に関する減災対策幹事会・協議会

- ・富山県管理河川における、減災目標と取組方針(案)の共有
(例)洪水浸水想定区域図の作成、洪水ハザードマップの作成、避難訓練の実施など

H29度中 第5回黒部川等大規模氾濫に関する減災対策幹事会・協議会

- ・取組状況の報告